

# 当社の6つの基本方針

## 1: 基本理念

当社の投資活動において、日本版スチュワードシップ・コードの趣旨・精神に賛同し、本基本方針に沿ってスチュワードシップ責任を果たします。

## 2: 利益相反管理体制

スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、ウェブサイトに公表します。また、経営陣が自身の役割と責務を認識し、利益相反管理体制の在り方を真摯に議論します。

## 3: ファンド及び投資対象企業の状況の把握

当社が投資対象とするプライベート・ファンド(運用機関)及び主要投資先企業の状況(運営、業績、企業価値を毀損する恐れのある事項等)または企業価値改善策の内容を観察し、状況把握に努めます。

## 4: ファンド・エンゲージメント

当社が投資対象とするプライベート・ファンド(運用機関)と積極的にコミュニケーションをとり、建設的な対話(エンゲージメント)を継続的に実施することで、問題意識を共有し、問題解決に努めます。

## 5: 情報発信と改善の仕組み

当社は、顧客・受益者に対して、スチュワードシップ活動を通じてスチュワードシップ責任をどのように果たしているかについて、報告を行うように努め、またステークホルダーからのフィードバックを取り入れて、基本方針の改善に努めます。

## 6: 自己研鑽による改善の努力

経営陣は、自らの役割と責務を認識し、スチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うため、他の投資家と意見交換を持ち、自己研鑽に努めます。

当社の投資活動において、日本版スチュワードシップ・コードの趣旨・精神に賛同し、本基本方針に沿ってスチュワードシップ責任を果たします。

## 【具体的な考え方と活動事例】

- 当社は、2011年10月に国連責任投資原則(Principles for Responsible Investment、以下PRI)に署名して以来、「責任投資(ESG)取組み基本方針」を策定し活動を行ってきました。引き続き、この責任投資(ESG)取組み基本方針を当社の活動の基盤とし、スチュワードシップ責任を果たしていきます。
- 当社は、コードの受入表明、及びコードの各原則に基づく公表項目を自社のウェブサイト公表します。
- 当社は、当該公表項目について、柔軟に見直し・更新を行うことも視野に入れて、本質的なスチュワードシップ責任の遂行を目指します。

## (ご参考) 責任投資(ESG)取組み基本方針

アーク東短オルタナティブ株式会社  
責任投資(ESG)取組み基本方針

アーク東短オルタナティブ株式会社(以下、当社)は、2011年10月1日付で国連責任投資原則(Principles for Responsible Investments、以下PRI)に署名しており、このPRIの考えに賛同し、署名機関としてPRI普及を推進します。当社は、プライベートエクイティ(以下、PE)投資において、ファンド運用会社の委託を受け、投資家から資金を募集する業務を担っています。PE投資の分野において、ファンド運用会社(GP)と投資家(LP)をつなぐ仲介者として、PE投資の健全な発展について社会的責任があることを認識しています。当社が責任投資を実践することにより、日本のPE投資に関わる企業や投資家がESG問題に関心を持ち、日本におけるオルタナティブ投資の持続的発展につながると考えています。

当社では、以下の6つの活動方針をもとに、期初にアクションプランを策定した上で、具体的な営業活動をとらしてPRI署名機関としての責任を全うしてまいります。

- 1 責任投資に関する組織体制を整備します  
当社では、企画部が責任投資に関わる活動を推進します。PRI活動における重要事項の決定ならびにアクションプランの策定および進捗管理を、経営戦略会議の場で行ってまいります。
- 2 ファンド運用会社選定プロセスにおいてESG考慮を実践します  
当社は、ファンド運用会社を選定するプロセスにおいて、ESG問題を考慮いたします。ESG問題を認識していないファンド運用会社に対し、今後考慮するように働きかけます。
- 3 責任投資に関して情報収集を努めます  
他のPRI署名機関とのネットワークやセミナー等の場を利用し、PRIの動向をチェックし、情報収集に努めます。
- 4 責任投資に関する情報発信に努めます  
PRIに関する情報を、当社のホームページや他のメディアを通して発信するように努めます。
- 5 PRIについて関係者との対話を行います  
当社の業務を通してお会いすることができた関係者の方々との対話を通して、責任投資への理解をお互いに深めていくことを目指します。
- 6 ESG問題への対応を自ら実践します  
当社は、ESG問題への対応を可能な限り自ら実践し、ステークホルダーと友好的関係を構築、維持することに努めます。

## 2: 利益相反管理体制

スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、ウェブサイトに公表します。また、経営陣が自身の役割と責務を認識し、利益相反管理体制の在り方を真摯に議論します。

### 【具体的な考え方と活動事例】

- 当社は、「利益相反管理方針」に基づき、利益相反に対しては常に細心の注意を払い適切に管理しています。
- 利益相反に関する弊害防止措置に関する社内規程に基づいて、個々の取引について、コンプライアンス統括部にて審査を行います。
- コンプライアンス統括部は利益相反取引の有無及び弊害防止措置の実施内容について、定期的に取り締役会に報告します。
- 経営陣は、自身の役割と責務を認識し、コンプライアンス統括部からの報告等を踏まえ、利益相反管理体制の在り方を真摯に議論します。

### 利益相反管理方針

当社は、お客様の利益が不当に害されることがないように利益相反のおそれのある取引を適切に管理し、法令等及び利益相反管理方針に従い適正に業務を遂行いたします。

#### 1. 利益相反管理の対象となる取引の特定方法

利益相反管理の対象となる「利益相反のおそれのある取引」を特定するにあたって、次の事情を考慮します。

- ・ お客様の不利益により、当社または当社のグループ会社が利益を得る（損失を回避する）可能性がある。
- ・ お客様との取引の結果、当社または当社のグループ会社がお客様の利益とは区別される利益を得る可能性がある。
- ・ お客様の利益よりも他のお客様を優先する経済的その他の原因がある。
- ・ 当社または当社のグループ会社が、お客様と同一の業務を行っている。

#### 2. 類型

次のような取引については、利益相反管理の対象に該当する可能性があります。

No.	利益相反関係	取引類型
1	お客様と当社	お客様と当社または当社のグループ会社の利害が対立する取引
2		お客様と当社または当社のグループ会社が同一の対象に対して競合する取引
3		当社または当社のグループ会社がお客様との関係を通じて入手した情報を利用して当社が利益を得る取引
4	お客様相互間	当社のお客様相互間の利害が対立する取引
5		当社のお客様相互間において競合する取引
6		当社がお客様との関係を通じて入手した情報を利用して当社の他のお客様が利益を得る取引

#### 3. 利益相反管理体制

- ・ 当社は、適正な利益相反管理を行うため利益相反取引規程を策定し、利益相反のおそれが発生した場合は、当該規程を適用し、迅速かつ適切に管理します。
- ・ 利益相反のおそれが発生した場合は、コンプライアンス統括部長が責任者として関与し、当該取引を監視します。必要に応じ下記の方法等を用いて利益相反の管理に努めます。
  - ① 各部門間における情報隔離
  - ② 契約内容の変更
  - ③ 一方の業務に係る契約の取りやめ
  - ④ 顧客への開示
  - ⑤ その他利益相反行為などを未然に防ぐ又は中止するために必要と認められる事項

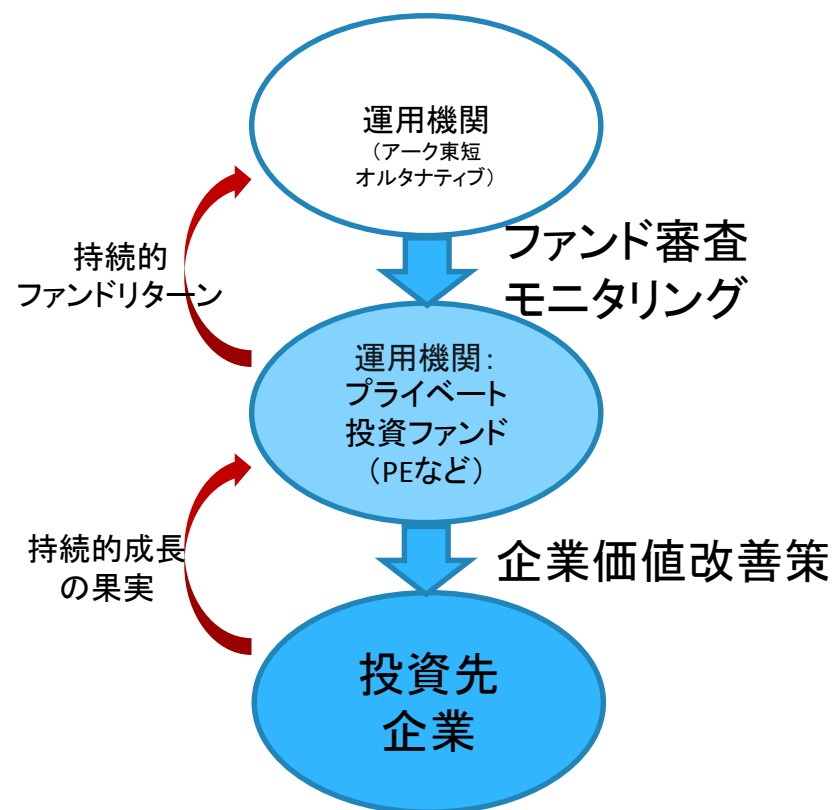
### 3:ファンド及び投資対象企業の状況の把握

当社が投資対象とするプライベート・ファンド(運用機関)及び主要投資先企業の状況(運営、業績、企業価値を毀損する恐れのある事項等)または企業価値改善策の内容を観察し、状況把握に努めます。

#### 【具体的な考え方と活動事例】

- プライベート投資においては、プライベート・ファンド(運用機関)が経営関与する割合が高いため、運用機関がスチュワードシップ責任を果たすことが企業経営に与える影響が大きく、運用の収益やリスクを大きく左右するものと考えます。
- 当社は、責任投資を踏まえた考え方に基づいてファンドを審査することで、持続的な企業価値向上に資するプライベート・ファンド(運用機関)と投資家を結び付け、またスチュワードシップ・コードの精神に合致した運用機関を選定することが可能であると考えます。
- プライベート・ファンドを定期的にモニタリングする際に、可能な限りプライベート・ファンド及び主要投資先企業の状態(運営、業績、事業におけるリスク、収益機会、企業価値を毀損する恐れのある事項等)または企業価値改善策の内容を観察し、状況を把握するように努めます。

#### ファンド・ガバナンス概念図



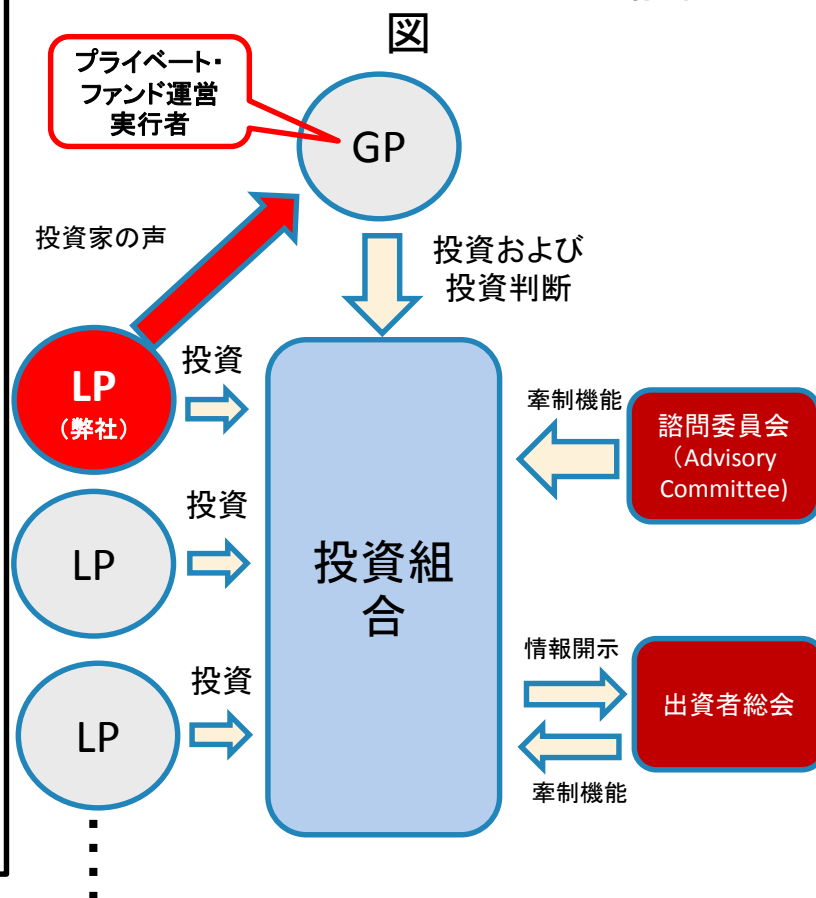
## 4: ファンド・エンゲージメント

当社が投資対象とするプライベート・ファンド(運用機関)と積極的にコミュニケーションをとり、建設的な対話(エンゲージメント)を継続的に実施することで、問題意識を共有し、問題解決に努めます。

### 【具体的な考え方と活動事例】

- プライベート投資における基本構造は、「GP・LPの関係」であり、GPがファンド運営の実行者(運用機関)になります。当社はその実行者であるGPに対しにLP(アセットオーナー)の代わりとして、スチュワードシップ責任を適切に果たすよう働きかけていきます。
- 当社は直接株式を保有しないため、議決権行使は行えません。しかしながら、プライベート・ファンドへの投資を行う運用機関として、ファンド運用機関(GP)に対して、投資対象先企業へ、相応のエンゲージメントを行うよう働きかけていきます。
- 投資対象とするプライベート・ファンドの諮問委員会(Advisory Committee、AC)に参加する場合には、投資対象先企業の持続的成長を図るよう主張して行きます。

### ファンド・エンゲージメント俯瞰

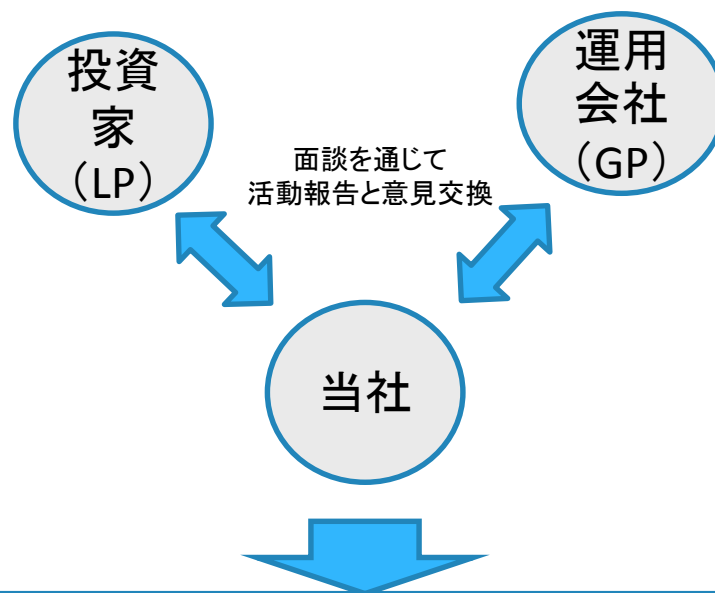


機密扱：本資料の無断複写及び再配布厳禁

当社は、顧客・受益者に対して、スチュワードシップ活動を通じてスチュワードシップ責任をどのように果たしているかについて、報告を行うように努め、またステークホルダーからのフィードバックを取り入れて、基本方針の改善に努めます。

### 【具体的な考え方と活動事例】

- スチュワードシップに関する考え方は、時々の議論に応じて変化するため、ステークホルダーとの対話の中で常に意識するよう心掛けます。
- 当社は、創業以来、投資家(LP:アセットオーナー)と運用会社(GP:運用機関)との対話を最重要に位置づけています。その過程で、ステークホルダーからスチュワードシップの在り方を吸い上げて、ファンド審査やエンゲージメントに取り入れていきます。



日頃の営業活動を通じて「スチュワードシップ基本方針」の活動内容を発信し関係者からフィードバックを受ける仕組み

経営陣は、自らの役割と責務を認識し、スチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うため、他の投資家と意見交換を持ち、自己研鑽に努めます。

### 【具体的な考え方と活動事例】

- 当社は、PRIの署名機関として、国内外の投資家との意見交換を行い、スチュワードシップ活動に関する知見を深め自己研鑽に努めます。
- 当社は、PRIプライベート・エクイティ・ワーキング・グループ(PEWG)の一員として、日本のPE業界におけるスチュワードシップ活動に関する情報を他の投資家と共有します。
- 業界関係者に専門知識を提供するセミナーを開催し、その際の参加者からのフィードバック等を踏まえ、将来のスチュワードシップ活動がより適切なものになるよう改善に努めます。

#### PRI署名機関及び PEWGの一員として サービス活用

- ・各種ワーキンググループとの情報交換
- ・イントラネットの利用により情報取得。
- ・国内外の関係者とのコミュニケーションを行い、PE業界の先端的な事例の吸収、自己研鑽。

#### セミナーの開催

- ・プライベート投資を普及するための投資家向けセミナーを開催
- ・参加者とのディスカッションにより問題意識を共有
- ・セミナーを通じて活発な議論を展開し自己研鑽の場を確保

将来のスチュワードシップ活動がより適切なものになるよう努める